

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第42回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年1月29日（火） 14:00～15:19

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、佐々木 かをり、関口 博正、辻 正次、東海 幹夫、

長田 三紀、宮本 勝浩

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、安藤 英作

（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策

課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、

海野 敦史（料金サービス課企画官）、杉野 勲（電気通信技術システム課長）、飯

村 博之（電気通信技術システム課企画官）、

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3050号】

2 諮問事項

（1）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定）について【諮問第3052号】

（2）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））について【諮問第3053号】

（3）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の次世代ネットワークに係る接

続料の改定) について【諮問第3054号】

## 開 会

○根岸部会長　それではただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は委員8名中7名がご出席でございますので、定足数を満たしております。

それでは会議に先立ちまして、先日、総務省において人事異動があったということでございますので、異動された皆様にご挨拶をお願いいたします。

○飯村電気通信技術システム課企画官　このたび電気通信技術システム課企画官になりました飯村でございます。よろしくをお願いいたします。

○根岸部会長　それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項3件であります。

まず初めに、諮問第3050号、端末設備等規則等の一部改正について審議したいと思います。

本件は大臣からの諮問を受けまして、昨年11月27日開催のこの部会において審議を行い、この部会への諮問を要する事項と諮問を要しない事項の2つがあったんですが、一括して総務省が意見招請を実施することといたしまして、12月27日まで意見募集を行いました。本日は意見募集の結果を報告していただき、審議をしたいと思います。それでは報告をお願いいたします。

○飯村電気通信技術システム課企画官　それでは、資料42-1に基づきまして説明をさせていただきます。まず資料の2ページ目をごらんください。本件の改正の背景でございます。ご案内のとおり我が国の携帯電話におきましては、高速で大容量のデータ通信が可能な3.9世代移動通信システムのサービスが開始されておりますけども、ネットワークで見ますと、音声通話はこれまで音声用のネットワーク、データ通信はデータ通信用のネットワークと別々のネットワークで提供されている状況でございます。これは3.9Gの1つであるLTE端末においても同様でございます。今回の省令改正につきましては、このLTE端末の音声通話について、音声用のネットワークだけでなく、データ通信用のパケット交換網においても提供できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。具体的には技術の進展の動向であったりとか、あるいは国際標準化の動向を踏まえ、昨年9月の情報通信審議会で答申をいただきました技術的条件に

基づきまして省令の改正を行うものでございます。

2番目の概要でございますけれども、3点ございます。1点目はLTE端末上における音声通話、IP移動電話関係の定義を追加することともに、3ページ目でございますけれども、IP移動電話端末が具備すべき機能として、従来の携帯電話、移動電話端末とほぼ同様の項目、機能について整備するものでございます。

2点目としましては、今回整備する技術基準に端末が適合していることを確認したことを示す区分として、新たに区分「F」を設けるというものでございます。2点目の改正につきましては、今回の諮問対象外でございます。

3点目としましては、これらの端末側の改正にあわせまして、ネットワーク側の技術基準を定める事業用電気通信設備規則についても所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日ということで、本年の3月末を予定しているところでございます。

それから本件につきましては、先ほど部会長からもお話がございましたように、昨年11月28日から1カ月間、パブリックコメントを行いましたけれども、寄せられた意見はございませんでした。

したがって1ページ目でございますように、本審議会における答申書の案といたしましては、本件、端末設備等規則及び事業用電気通信設備規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められるとしているところでございます。説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第3050号につきまして、今、読み上げていただきましたお手元の答申書案のとおり答申したいと思います。ありがとうございます。

それでは、諮問事項に移ります。諮問第3052号、NTT東西、いわゆる実際費用方式に基づく平成25年度の接続料の改定につきまして審議したいと思います。

では、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それではお手元の資料42-2に基づきまして、実際費用方式に基づく平成25年度接続料、いわゆるヒストリカル接続料等の改定についてご説明を申し上げます。

まずは3ページ目をごらんいただければと思います。接続料の主な変更内容でございます。1ポツの概要でございます。実績原価方式を適用する平成25年度の接続料については、ページ中ほどの表のとおりでございますが、ドライカップ等のレガシー系設備に係る接続料は需要の減により値上がり傾向が継続している一方で、メディアコンバータ、GE-PON等のIP系設備に係る接続料は需要の増により値下がり傾向が継続しております。この接続料には調整額が加味されておりますけれども、この調整額は下の図のとおり、2年の間を置いて算定されております。すなわち平成25年度の接続料の算定に当たりましては、平成23年度の実績に基づき接続料を算定した上で、同年度接続料収入との乖離分について、調整額として平成25年度接続料の原価に算入しているものでございます。

続きまして、東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いでございます。東日本大震災が平成22年度末に発生いたしまして、次のページの真ん中の表のとおりでございますけれども、同年度に災害特別損失が発生しております。これに関しまして、そのページの※1でございますけれども、平成24年度接続料の算定に当たっては、災害特別損失のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積もり差額を減算した上で、これを算入した原価が用いられたところでございます。

3ページにお戻りいただきまして、この認可に当たりましては、NTT東西に対して平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積もり差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料のもととなる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことが要請されたところでございます。

本件申請におきましては、当該要請を踏まえ、平成25年度接続料の算定に当たり、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点より、下の図の右下の太線、赤の破線の部分でございますけれども、平成23年度に計上された災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度特別損失に係る見積もり差額（特別利益）を減算したものを算入した原価が用いられております。本件申請に当たっては昨年度と同様、接続料規則第3条ただし書きの許可を求める申請が行われているところでございます。

次に、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定についてでございます。特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストの算入についてでございます。特設公衆電話と申しますのは、次のページの※1にありますとおり、避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話であって、あらかじめ避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に設置する事後設置型とがございます。NTT東西は東日本大震災を踏まえ、特設公衆電話の事前設置を進めておりまして、平成24年9月末時点で約1万1,000台が設置されており、今後もさらなる設置が予定されているところでございます。

前にお戻りいただければと思います。従前、原則といたしましてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置しておりましたが、東日本大震災を受け、進めている事前設置型では、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担して設置を進めているところでございます。本件申請においては、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用について、NTT東西利用部門及び公衆電話発の呼について利用者料金を設定している接続事業者が応分に負担することとするため、これらの費用を、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で、当該機能の接続料が算定されております。当該措置につきましては、接続料規則に規定がないため、本件申請に当たり、同規則第3条ただし書きの許可を求める申請が行われております。

その措置に当たりまして、NTT東西から示された理由は次のページのとおりでございます。3行目、中ほど以降から申し上げたいと思います。特設公衆電話の費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めることとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする事業者の理解を得にくいこと、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話発信機能の原価に含め、平時から接続料として、応分の負担を求めることが適当であるためとしております。

続きまして、き線点RT-GC間伝送路費用を除くNTSコストの公衆電話機能の接続料原価への算入についてでございます。当該機能に係るNTSコストにつきましては、これを段階的に加算することが可能とされております。他方、当該NTSコストのうち、

き線点R T－G C間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能とされており、今、申し上げましたいずれにつきましても平成25年度接続料につきましては、その接続料原価への100パーセントの加算・減算が可能となっているところでございます。これらを含めました接続料は以下の表のとおりでございます。

これに加え、参考といたしまして、次のページでございますが、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を算入しない場合の接続料を記載したものを載せてございます。

続きまして、回線管理運営費の算定についてでございます。回線管理運営費については、平成16年度から平成24年度までの再計算においては、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を接続機能ごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の接続機能において管理事務の内容が異なることを踏まえ、全接続機能において発生する費用、ラインシェアリングのみで発生する費用、ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところでございます。以下の表のとおりでございます。

この状況は平成25年度におきましても当てはまりますので、同様の方法により算定するため、接続料規則第3条ただし書きの許可を求める申請が本件申請とあわせ、行われているところでございます。

続きまして、5のその他でございます。今回の申請に当たりましては、以下の3条許可があわせて行われておりますので、ご説明申し上げます。まず、地域IP網に係る収容局接続機能の一部品目及び中継局接続機能の廃止についてでございます。NTT東西においては、平成23年度より順次、地域IP網のトラヒックのNGNへの移行を開始しており、NTT東西ともに平成24年度末までに完了予定でございます。地域IP網からNGNへの移行により、地域IP網に係る収容局接続機能の一部品目及び中継局接続機能について当該機能に係るルータが撤去されることから、当該一部品目及び中継局接続機能について接続約款から関連する規定を削除するものでございます。このことによりまして、接続料規則第4条に規定されたルーティング伝送機能のうち、特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能について接続料を設定しないこととなるものでございます。

次に、特別帯域透過端末回線伝送機能の算定方法の変更についてでございます。FT

TRと申しますが、これは下の※のところでございますけれども、NTT東西の局舎から、き線点付近まで光ファイバ回線、き線点付近から利用者宅までをメタル回線で提供するブロードバンドサービスでございますけれども、このサービスに係ります下部の端末回線の接続機能についてでございます。これにつきましては、平成22年度中に回線数がゼロとなって以降利用実績がなく、需要がゼロとなっているため、接続料規則第17条の2第3項に規定された方法に基づいて接続料を算定することができません。このため、本件申請においては、当該機能について、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用を、メタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことによりまして、接続料が設定されることになるものでございます。

次ページ以降、10ページまででございますけれども、参考といたしまして、現在接続料が設定されております主な機能の接続料水準を取りまとめたものでございます。説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、11ページの工事費・手数料及びコロケーション料金等をごらんいただきたいと思えます。まず、工事費・手数料の改定、主なものでございます。工事費・手数料の算定に用いられる作業単金の改定及び光屋内配線に係る工事費の改定につきましては、そちらにございます表のとおりでございます。

(3)でございますけれども、今回申請におきましては、実績に応じた作業時間の変更が行われております。具体的には、光ファイバ内部の複数の芯線が異なるテープに收容されているのか、また異なるテープに收容する形態での提供が可能かどうかを調査する手続に係るものでございます。

平成22年12月に接続約款に新たに規定されたテープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費の算出についてですけれども、これまでは試算による作業時間を用いたところでございます。今般、そのうちの一部メニューについて、一定の利用実績が発生したことから、当該メニューについて、実績をもとにした作業時間を用いて算出した工事費に変更されているところでございます。

次のページ、管路・とう道等の料金の改定及び3ポツの個別負担の接続料（網改造料）等の算定に用いる諸比率の改定につきましては、表にありますとおりでございます。

以上を踏まえまして審査結果でございます。審査事項の第1項は適、第2項も適でございますけれども、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料を設定しないことにつきましては、別記3を付してございます。また第6項及び第8項も適とし

ております。第16項につきましては、一部保留としておりますけれども、一部保留とするものにつきましては、ただし書きにあります特設公衆電話に係る費用の扱いについてでございます。これについては、別記2のとおり意見招請結果等も踏まえて判断することが適当であるとしてございます。そのほかにつきましては、適でございます、災害特別損失の扱い及び特別帯域透過端末回線伝送機能の算定方法の変更については、それぞれ別記1及び別記4を付しているところでございます。

別記についてでございますが、東日本大震災に起因する災害特別損失の扱い、接続料原価への算入についてでございますけれども、これは第2パラグラフのあたりからごらんいただければと思います。災害特別損失の接続料原価への算入については、平成24年度接続料に係る認可申請においても、同規則第3条ただし書きの許可を求める申請があわせ行われ、情郵審答申を踏まえ、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから認可がなされたものでございます。

また総務省は、平成24年度接続料に係る申請の認可に係る情郵審答申を踏まえ、NTT東西に対し、NTT東日本が平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積もり差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料のもととなる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことを要請しているところでございます。

以上を踏まえまして、平成25年度接続料の算定につきましても、次のページの2行目後半からでございますけれども、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当であるとしてございます。

特設公衆電話に係る費用の扱いについてでございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、当該措置につきましては、これらの費用の算入と、それを前提とした接続料の額の適否の判断につきましては、意見招請結果等を踏まえて行うことが適当であるとしてございます。

続きまして、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料を設定しないことについてでございますが、当該措置については地域IP網からNGNへの移行により、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能が一般中継局ルータ接続ルーティング

伝送機能に移行することとなり、その利用がなくなることによるものであることから、これを認めることが適当であるとしております。

4 ポツ、特別帯域透過端末回線伝送機能の算定方法の変更についてでございます。当該措置につきましては、回線数がゼロとなった当該機能について、当該機能による接続がなされる場合に利用されることとなるメタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用を、当該区間を利用する全ての機能に係る需要で除すことで、当該機能に係る接続料を算定するものでございまして、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当であるとしてございます。

なお、一番下のところに参考資料といたしまして、1枚、紙がございますけれども、ここではスタックテストに関することについて、NGNにおいてまとめてご説明する旨を記載させていただいているところでございます。説明は以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、どうぞただいまの説明につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いします。はい、お願いします。

○東海委員　　昨年に引き続いて、また東日本大震災に起因する災害特別損失の問題について、さらにここでいろいろと接続料原価としての扱いを検討しなければならない、まだ続いているんだという感想を持つところでございますけれども、第3条許可でしっかりと議論をしておかなければならないと思っております。

1つだけ、特別損失にするということは、会計上の処理であって、その中に含まれるものが接続料原価として適切かどうかについての一致性は、必ずしも担保されたものではないものですから、今後の議論の中で少し分析的なご説明をいただきながら議論すべきかと思っているところが1つでございます。もう1つよろしゅうございますか。

○根岸部会長　　どうぞ。

○東海委員　　関連して、特設公衆電話について今回どのような扱いをすべきかという課題をいただいているところでございますけれども、特設公衆電話というのは、一般の電話は、一般とっていいのか、何とっていいのか、「街頭」とここに書いてある公衆電話はいわば平時と考えますと、特設の場合には、大災害のような非常に特別な期間にのみ設置されるものと考えていいわけですね。どうでしょうか。

○根岸部会長　　どうぞ。

○二宮料金サービス課長　　特設公衆電話は大きく分けまして2つございまして、災害が

起こった後に設置するものと、災害が起こる前に事前に設置しておくものがございます。今回申請の中で、特に必要性が言われておりますものは、事前設置型の公衆電話につきまして、これを今後拡大していくという方向性がございますので、それを踏まえて申請が行われているところでございます。

○東海委員　今のご説明で理解できました。5ページの上のほうにNTT東西さんからの理由の説明がございまして、特設公衆電話云々という理由で接続料原価へという説明書きの中の最後に、「平時から接続料原価として応分の負担を」というご説明があったものですから、そういうケースを想定すればそれは議論しなくてはいけないと思ったところでございます。ありがとうございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞほかにごございましたら、お願いします。

○長田委員　よろしいですか。

○根岸部会長　どうぞ。

○長田委員　今の特設公衆電話のところなのですが、平時から事前に設置しておいて災害時に使う。それをコストというか、費用を平時の公衆電話の利用のところで負担してもらうということですね。昨年でしたでしょうか、ユニバーサルサービスのところで、第一種の公衆電話をどうするのかという議論をしたときに、こういう事前設置型特設公衆を増やして行って、いざというときに使えるようにしていくのだというご説明を、NTTさんからいただいたと記憶しています。

とても大きな大災害があったときに、この仕組みはとても大切になってくると思いますが、そのコストを誰が負担するのかというのは、きちんとやはり議論しておかないといけないものではないかと思っています。少しずつ減っているとはいえ、平時に公衆電話を使っている方々、実際に負担するのは、そこで接続されている接続先の電話会社になるのかもしれませんが、そこにコストを転嫁していくことはどうなのかというのは、ちょっと思いますので、災害時のいろんな仕組みの中で誰が負担していくのか、それからその場合には、極力あまねくそれが設置されることもまた必要になってくると思いますので、もう少し、別のもしかしたら場所かもしれませんが、ぜひ検討していただきたいと思っています。

○根岸部会長　ありがとうございます。今のはご意見として承ってよろしいでしょうか。

○長田委員　はい。

○根岸部会長　何かお話……。どうぞ。

- 二宮料金サービス課長 特設公衆電話の関係につきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども、この審議会への諮問の形は一部保留でございます。まず関係されます事業者の方々、利用者の方々のご意見をパブリックコメントを踏まえた上で、接続委員会等でさらに議論を進めてまいりたいと考えております。
- 根岸部会長 ありがとうございます。よろしいですか。
- 長田委員 すみません。
- 根岸部会長 どうぞ。
- 長田委員 いわゆる利用者という末端のエンドユーザの立場からいう消費者、利用者からの意見は、パブリックコメントをとっても、そこで意見を出そうというふうにはなかなかわかりにくいものだと思いますので、一般のエンドユーザ、国民というかの意見を集めるためには、少し何か仕掛けをぜひ考えていただいて、きちんと議論ができるようにしていただきたいと思います。
- 根岸部会長 はい。それは、いいか。
- 二宮料金サービス課長 ご指摘を踏まえまして、何ができるか考えてまいりたいと思います。
- 根岸部会長 またほかにどうぞ。はい、どうぞ。
- 宮本委員 いただきました資料16ページの、先ほど東海委員がおっしゃった東日本大震災に起因する災害特別損失の取り扱いについてというところで、上から5行目あたりですけども、接続料の規則に規定がないためということで、許可を求める申請が本件申請とあわせて行われているということでございますけれども、こういうケースはこれからも考えられます。それで、これについての規定をこれから何か漠然としたものでもつくりとか、そういうことをお考えでしょうか。もしこのままずっとなしでいくと、その都度、申請が出てくるたびにとりあげるというようにお考えでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたい。
- 根岸部会長 わかりました。それじゃ、お願いします。
- 二宮料金サービス課長 本件の災害特別損失につきましては、昨年度の情郵審でもさまざまご議論をいただきました。その中でもあらかじめ災害特別損失に関する取り扱いについて、ルールというか、手続というか、これを定めたほうがいいのではないかと、うご意見があったと思います。
- 他方、従来の災害特別損失の扱いを振り返ってみますと、基本的に第一種指定電気通

信設備の維持・運営に係る営業費用ということで、多くの災害対応の費用が営業費用として処理されてきたということが1点。それから、今回のような非常に大規模な、ある意味未曾有の災害が起こった場合の取り扱いにつきましては、何が起こるかわからない、ということが起こるかわからないという点もございまして、あらかじめルールを決めるより、むしろこういった特別許可で個々にきめ細やかな対応をしていくことがよろしいのではないかと考えております。

また仮にルールをつくと、そのルールに乗っかって、ルールに沿った非効率な費用も入ってくるということも懸念される場所かと思っておりますので、総合的に考えまして現状の接続料規則については、3条許可で取り扱いを図っていくことが適当なのではないかと思っております。いずれにしましても、パブリックコメント等でまた関係者の方々のご意見を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○根岸部会長　よろしいですか。

○宮本委員　はい。

○根岸部会長　ありがとうございます。ではほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは本件につきましては、審議会議事規則に従いまして、諮問内容を報道発表するほか、広く意見の募集を行うことにいたします。本件の意見招請につきましては、2回実施するというので、平成24年度中に議論を深めることが各接続事業者等の利益につながると考えられますので、1回目の意見招請期間は2月20日水曜までといたします。また、提出された意見を踏まえまして2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめるという予定というか、段取りにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

じゃあ、そのように決定いたします。ありがとうございました。

それでは、次に諮問第3053号、NTT東西のいわゆる加入光ファイバに係る平成25年度の接続料の改定（補正）につきまして審議をいたします。

それではご説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは資料42-3に基づきまして、平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改正についてご説明を申し上げます。

2ページ目をごらんください。4、概要でございます。本申請は、平成25年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料に係る乖離額調整を行うため、接続約款の変更を行うこと、それとあわせまして、平成24年度適用開始分の接続開始日から1年以上2年末

満の場合及び平成25年度適用開始分について、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料、いわゆるエントリーメニューでございますが、これを設定するものでございます。

次のページをごらんください。主な変更内容でございます。まずは平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の概要でございます。加入光ファイバにつきましては、超高速ブロードバンドの普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から25年度までの3年間について、各年度の需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いているところでございます。なお、加入光ファイバにつきましては、光信号端末回線伝送機能（シングルスター方式）及び光信号主端末回線伝送機能（シェアドアクセス方式）の2種類の接続料が設定されております。その両方式の提供形態につきましては、以下の図のとおりでございます。

次に乖離額調整でございます。接続料規則第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額はゼロと規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の接続料原価への算入は原則として認められておりません。しかし、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料においては、特例的に乖離額調整制度が規定されております。これは各年度における実績費用と実績収入の差額について、翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とするものであり、各年度における接続料収入の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものとされているところでございます。本件申請は、平成23年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当該差額について平成25年度に適用される接続料原価に算入することにより、平成25年度接続料を設定（補正）するものでございます。

次に、乖離額調整に当たっての東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いでございます。平成24年度接続料の補正申請の認可に当たっては、NTT東日本に対し、先ほどのヒストリカル接続料と同様、平成25年度接続料のもととなる接続料原価の算定において、必要な減算を行うことが要請されているところでございます。本件申請においては当該要請を踏まえ、平成25年度に適用される接続料の算定に必要な平成23年度における実績費用について、平成23年度に計上された災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度特別損失に係る見積もり差額を減算

したものを算入した費用としてございます。当該措置については接続料規則第3条ただし書きの許可を求める申請が、補正申請とあわせて行われております。

続きまして、補正申請接続料の概要でございます。本件申請は、平成23年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当該差額について平成25年度適用接続料の原価に算入することにより、平成25年度接続料を設定するものでございます。具体的接続料は以下のとおりでございますが、NTT東西ともに接続料は低廉化しております。またNTT東日本は、災害特別損失算入後も約5パーセント強、NTT西日本につきましては、6パーセント程度の低廉化が進んでおります。シェアドアクセス方式につきましては、NTT東西いずれも3,000円を切る水準となっているところでございます。

次のページでございます。続きまして平成23年度において生じた乖離額の調整についてでございます。平成23年度における加入光ファイバ接続料に係る実績費用、実績収入及びそれらの差額は、以下の表のとおりでございます。この乖離額のうち、シングルスター方式に係るものとシェアドアクセス方式に係るもののそれぞれの内訳及びそれらを平成25年度におけるシングルスター方式とシェアドアクセス方式の稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は、以下の表のとおりでございます。

これを踏まえまして、各方式の接続料について見てまいります。まず光信号端末回線伝送機能（シングルスター方式）に係る接続料についてでございます。シングルスター方式の接続料は、光ファイバ、FTMに係る料金及び施設設置負担加算料を加算して算定されますが、これに1芯当たりの乖離額を算入したシングルスター方式の乖離額調整後の接続料は、以下の表のとおりでございます。

続きまして、光信号主端末回線伝送機能（シェアドアクセス方式）に係る接続料でございます。シェアドアクセス方式の接続料は、光ファイバ、主端末回線部分のみ、FTM、局外スプリッタに係る料金及び施設設置負担加算料を加算して算定されます。これに1芯当たりの乖離額を算入したシェアドアクセス方式の乖離額調整後の接続料は、次のページでございますが、この表のとおりでございます。

次に、光信号分岐端末回線に係る加算料についてでございます。シェアドアクセス方式では上記接続料に加えまして、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線の利用に係る加算料が、以下のとおり必要となってまいります。光信号分岐端末回線に係る加算料につきましては2つございまして、NTT東西の屋内配線と一体として光

信号分岐端末回線を利用する場合の料金と、NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西、または接続事業者設置のキャビネットに収容された光信号分岐端末回線を利用する場合の2通りの料金が設定されております。その水準につきましては、以下の表のとおりでございます。

続きまして、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料についてでございます。まずはその経緯でございますが、シェアドアクセス方式に係る接続料については、情郵審において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討が行われた結果、平成24年3月29日付同審議会答申において、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当とされたところでございます。この答申を踏まえまして、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更の総務大臣認可に当たり、「光回線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として、エントリーメニューを早期に導入するために、速やかに接続約款の変更申請を行うこと」等が条件として付されております。

以上の経緯を踏まえまして、エントリーメニューに係る接続料等を設定するため、NTT東西より接続約款の変更の認可申請がなされ、平成24年9月4日付で認可がなされたところでございます。本件申請は、平成24年度適用開始分の接続開始日から1年以上2年未満の場合及び平成25年度適用開始分につきましては、エントリーメニューに係る接続料を設定するものでございます。

なお、エントリーメニューに係る接続料につきましては、情郵審答申を踏まえた算定方法によりまして、以下のとおり設定されているところでございます。

まず、エントリーメニューが適用される芯線のうち開通から1年に満たないものについては、同答申で示された考え方を踏まえて算定した割引率に基づき、通常の光信号主端末回線に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用されております。この割引率につきましては、平成24年度適用開始分についてはNTT東日本19.4パーセント、NTT西日本24.4パーセント、25年度適用開始分については16.9パーセント、17.5パーセントとなっているところでございます。また、開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を、3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用されることとなるものでございます。

今申し上げました割引率の考え方でございますけれども、これはまず、加入光ファイバ接続料における1ユーザ当たりコストが、ドライカップ接続料と同水準となるために

必要となる獲得ユーザ数を求めまして、次に、加入光ファイバ接続料とドライカップ接続料の1ユーザ当たりコストが同等となる水準を超える部分を算出して、これをドライカップ接続料と比べた場合の超過コストとみなした上で比率化をし、1年目の接続料から割り引くというものでございます。

その結果、平成24年度適用開始分の接続料でございますけれども、1年以上2年未満の場合の具体的接続料水準につきましては、平成25年度に適用される通常メニューに係る接続料そのものでございますので、赤の網がけの部分のとおりでございます。

次のページでございます。また平成25年度適用開始分の具体的接続料水準はこの表のとおりでございます。先ほど申し上げました割引率から、NTT東で479円、NTT西で504円を初年度の接続料から割り引くとともに、3年目でその低減額に係る利息を加え、27年度に適用される通常メニューに係る接続料に加算することとなるものでございます。その結果、初年度は東西ともに2,400円を切る水準の接続料が設定されることとなるものでございます。

次のページでございます。本件申請に合わせまして、乖離額調整に係る検証を行っておりますので、あわせてご説明を申し上げます。3パラ目をごらんいただければと思います。当該乖離額調整制度を含む現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、予見可能性を高める観点から認可条件として、平成23年度から25年度までの半期ごとの状況について、総務省に報告をすることとされております。平成23年度末時点ではNTT東日本において実績芯線数が予測芯線数を下回っており、NTT西日本においては実績芯線数が予測芯線数を上回っております。その乖離はNTT東日本では約1.0パーセント、NTT西日本では約4.7パーセントでございます。また直近の24年9月末時点で見ますと、NTT東西とも予測芯線数を上回っており、その乖離はNTT東で0.9パーセント、西で5.6パーセントとなっております。現時点におきましては、おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びていると考えられるところでございます。

なお、平成24年度接続料の補正申請の認可に当たっては、その認可条件といたしまして、乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、予測需要と比較して実績需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取り組みについて、25年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することとされているところでございます。NTT東日本におきましては、平

成23年度末時点の実績芯線数が、24年度以降の接続料の算定に用いた予測芯線数を下回っておりますため、今般の申請に合わせまして、保守や故障修理等の業務効率化、並びに回線の開通・廃止時における無派遣工事の推進等によるコスト削減を進めている旨の報告が行われているところでございます。平成24年度以降の接続料収支の実績値が判明した際に、引き続き乖離額に係る調整について検証を行うことが適当であるとしているところでございます。

続きまして審査結果でございます。本件申請に関連いたします審査項目は2項、16項及び18項でございます。いずれも適としております。また16項の、原価に照らし公正妥当なものであることに関連いたしまして、次のページに別記を2件付しているところでございます。

まずは乖離額調整制度の扱いについてでございます。これにつきましては加入光ファイバ接続料において、特例として将来原価方式の乖離額調整制度が認められているため、本件申請においてこれを認めることが適当であるとしてございます。

続きまして、東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについてでございます。本件につきましては、ヒストリカル接続料の説明で申し上げた内容と同様でございますので、全体の説明は割愛させていただきますけれども、結論といたしまして、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当であるとしているところでございます。

以上を踏まえまして2ページ目の諮問書をごらんいただければと思います。接続約款の変更の認可申請について審査をした結果、電気通信事業法第33条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたいということで諮問をさせていただくものでございます。説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それではただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○関口委員　3053号のうち9ページ目のところで、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料についての説明がございまして、ここで昨年ご審議いただいているエントリーメニューについてあるのですけれども、実はこの前の3052号のと

ころのドライカップ接続料の値上がりところはやっぱり密接な関係があって、1つはドライカップ接続料の需要の激しい減で、メタルの利用から光に移るときの円滑な移行を促すという趣旨でこれを導入されたわけです。

その意味では、ぜひこちらのエントリーメニューがうまく活用されていることを願うわけですが、逆に前の3052号のドライカップ接続料の、まず東でいうと今年度73円上がるという諮問になっているわけで、事業者さんにとってはこれは死活問題だという声も聞こえてくると思うのですけれども、ここはある意味で光の道があるということについてはご認識いただきたいということと、それからドライカップは実際費用方式で算定していますので、淡々と出てきてしまうわけですが、コストそのものの見直しについては、メタル回線に関する研究会を開いて償却期間を延長できないかとか、さまざまな全体のコスト圧縮も考えているので、その意味では次年度以降は、ドライカップについても料金的にも、額はよくわかりませんが、何らかの対応で下がる傾向が出てくるだろうと思っていますので、その意味で、3052号、3053号と連動しているということが、うまく理解していただけるといいなというのが感想です。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。本件につきましても議事規則に従いまして、諮問内容を報道発表するほか、広く意見の募集を行うことで基本的に前のものと同じですが、1回目の意見招請期間は2月20日水曜日まで、また、提出されました意見を踏まえまして2回目の意見招請を行いましてから、接続委員会において調査・検討をいただきまして、最終的にこの部会で答申をまとめることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それではそのように決定させていただきます。

それでは最後に諮問第3054号、NTT東西のいわゆる次世代ネットワークに係る平成25年度の接続料の改定について審議したいと思います。

それでは総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは資料42-4に基づきまして、平成25年度の次世代ネットワーク、NGNに係る接続料の改定についてご説明申し上げます。2ページの申請概要をごらんいただければと思います。4、概要のところでございます。NTT東西のNGNは、平成20年3月末から商用サービスが開始されているところ、同年3月の情通審答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」等を踏まえま

して、以下の4機能に係る平成25年度接料を設定するため、接続約款の変更を行うものでございます。その4機能と申しますのは、収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能及びイーサネット接続機能でございます。

4ページをごらんいただければと思います。主な変更内容でございます。まずは、今申し上げたうちの前の3つの機能に係る接続料の改定についてでございます。平成25年度接続料の概要でございます。NGNはサービス開始から日が浅く、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成25年度接続料については、将来原価方式にて算定することとしている。またNGNの需要については、今後の接続事業者の利用状況等により、トラヒックが大きく変更する可能性が高いことから、今回申請のあった接続約款では、平成25年度の1年間を算定期間としております。

具体的には、平成23年度の接続会計における一般第一種指定設備、NGNに係る設備でございますが、この費用をベースに昨年度の算定と同様、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成25年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っているところでございます。

続きまして、地域IP網の収容局接続機能の一部及び中継局接続機能の廃止に係る調整額相当額の加算に係るものでございます。ヒストリカル接続料において説明いたしましたとおり、NTT東西においては、平成23年度より順次、地域IP網のNGNへの移行を開始しております。NTT東西とも平成24年度末までに完了予定でございます。当該移行によりまして、地域IP網に係る収容局接続機能の一部品目及び中継局接続機能について接続約款から関連する規定を削除する申請が別途行われてございます。

一方、当該収容局接続機能の一部品目及び中継局接続機能については、平成23年度において、当該年度における実績費用及び調整額と実績収入の差額、平成25年度調整額相当額が発生しております。本件申請においては、地域IP網からNGNへの移行により、特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能が、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能及び一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能にそれぞれ移行することから、適正なコストの反映を図る観点から、当該機能に係る平成23年度における実績費用及び調整額と実績収入の差額を一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能及び一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の原価に加えた上で、接続料が算定されております。

当該措置につきましては、接続料規則の規定によるものではないため、同規則第3条

ただし書きの許可を求める申請が本件申請とあわせ、行われております。その申請において示されたNTT東西の理由につきましては、次のページの真ん中、上のあたりでございます。ごらんいただければと思います。

以上を踏まえまして、平成25年度接続料は以下のとおりでございます。ごらんのおりNTT東西ともに、各接続機能とも低廉化をしているという状況になってございます。

次のページ、接続料算定でございます。接続料算定に当たって、まずは需要の予測でございます。今回申請のあった接続約款において、需要はまず、フレッツ光及びひかり電話の各年度末の契約数を予想しております。具体的には下の表のとおり、フレッツ光については、NTT東西ともに平成24、25年度ともに50万契約の純増、ひかり電話については、24年度、25年度ともに65万チャンネルの純増と予測しております。

これを踏まえ、上述の契約数に対し、サービス提供するために必要な各機能の需要について予測しております。具体的にはそれぞれ以下のように設定しております。収容局接続機能の需要につきましては、平成23年度の実績台数からNGNのエリア展開等を踏まえて予測した収容ルータの稼働装置台数、IGS接続機能の需要につきましては、平成23年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえて予測したIGS経由の通信回数及び通信時間、中継局接続機能の需要につきましては、ゲートウェイルータの稼働ポート数により設定が行われております。その具体的な各需要につきましては、下の表のとおりでございます。

続きまして、接続料原価の算定フローでございます。接続料原価は、次の3つのフローを用いて行ってまいります。第1は、コストを算定するフローでございます。平成23年度接続会計から推計したコストをベースに算定しております。第2は、そのコストを関係する機能に配賦するフローでございます。その後、前述の特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の一部品目及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能に係る平成25年度調整額相当額を収容局接続機能及び中継局接続機能の原価にそれぞれ算入しております。

まずStep1の設備別コストの算定でございます。平成23年度接続会計における費用をベースに、25年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で予測・算定しております。なお、今回の算定では23年度の設備量の実績値をもとに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて設備増設を予測することで、

25年度の取得固定資産価額を算出しているところでございます。この結果、平成25年度における各設備別のコストは、以下の表のとおりでございます。

続きまして、Step 2でございます。まず、中継ルータ・伝送路・SIPサーバの3設備以外の設備に係るコストにつきましては、昨年度の算定と同様、以下のとおり関係する機能に直課してございます。

中継ルータと伝送路のコストの関係する機能への配賦でございますが、この両者につきましては、NGNで提供される全てのサービス・機能で共用されるものでございますので、当該設備に係るコストを関係する機能へ配賦するためのコストドライバを用いております。当該ドライバにつきましては、昨年度の算定同様、ポート実績トラヒック比を採用しております。ポート実績トラヒック比は各エッジ設備における中継ルータ向けポートに着目し、平成23年度の1年間における当該ポートを通過する全パケットを集計し、各ポートにおける実際のトラヒックに基づき、配賦の比率を算定するものでございます。

またさらに、前述のポート実績トラヒック比により配賦を行うに当たりまして、既存のネットワークと異なるNGNの特徴を考慮いたしまして、QoSの有無・程度の加味及び帯域換算係数の採用の2つの措置を講じているところでございます。

まずQoSにつきましては、通信品質を確保するために要求した帯域に上乘せした帯域を確保していることとなりますので、当該上乘せ帯域を含めてトラヒックを観念して、費用配賦を行うものでございますが、当該帯域制御の方法については昨年度と変化がないため、QoS換算係数については、昨年度と同じ数値を使用しているところでございます。

また、帯域換算係数につきましては、一般的にIP系の装置価格については、スケールメリットが働くことに着目して、帯域当たりの費用を低減させたコスト算定を行うものでございます。今回申請のあった接続約款では、市販のルータの価格が低廉化したことから、ポート単価比の見直しが行われたところでございます。具体的には、平成24年度以降に取得する中継ルータ及び伝送路については、平成24年12月時点の市販のルータのポート帯域とポート単価から推定したポート単価比を適用し、平成23年度以前に取得した中継ルータ及び伝送路については、昨年度と同じポート単価比を適用した上で、取得固定資産の構成比により加重を行い、算出しております。その結果、帯域比では1対100であるものが、ポート単価比では、NTT東日本においては1対6.8、

西日本においては1対6.7、帯域10倍ごとにコストが約2.6倍に増大するという設定となっているところでございます。

続きまして、中継ルータと伝送路のコストの配賦の結果でございます。今申し上げましたアとイに基づき、中継ルータと伝送路のコストについては、エッジ設備ごとに以下の計算式によりまして、換算後ポート実績トラヒックを算定し、エッジ設備全体の当該換算後ポート実績トラヒックを求めた上で、これに対する比率を用いて関係する機能に配賦しております。なお、NTT東西においては、平成23年度より順次、地域IP網のNGNへの移行を開始しており、24年度末までに東西とも完了予定であることから、当該移行変更も踏まえた予測を行っております。

以上を踏まえた結果は以下の表のとおりでございます。

続きまして、SIPサーバのコストの関係する機能への配賦でございます。今回申請のあった接続約款では、平成23年度の通信実績から、ひかり電話の増加等を踏まえて予測した平成25年度におけるSIPサーバを用いるサービス別の通信回数を設定し、当該通信回線数比により、SIPサーバのコストを関係する機能に配賦しております。その結果は以下の表のとおりでございます。

ひかり電話網のコストの関係する機能への配賦につきましては、今回申請のあった接続約款では、平成23年度の通信実績から、ひかり電話の増加等を踏まえて予測した通信回数及び通信時間を用いて、I、NGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通信と、II、それ以外の通信について、昨年度の算定同様、Iについては未アンバンドル機能、IIについてはIGS接続機能に配賦しているところでございます。

以上をまとめますと、アンバンドル機能ごとの接続料原価の概要は以下のとおりでございます。

続きまして、Step3の地域IP網の廃止メニューに係る調整額相当額の加算でございます。特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能の25年度調整額相当額につきましては、收容局接続機能の原価に、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の25年度調整額相当額については、中継局接続機能の原価にそれぞれ加算しております。その状況は表のとおりでございます。

接続料の算定でございますけれども、アンバンドル機能ごとの接続料は、これまでで算定した機能ごとの接続料原価を、1)で算定した機能ごとの需要で除して算定すると

いうこととなります。その結果がこの表のとおりでございます。

続きまして、イーサネット接続機能に係る接続料の改定でございます。平成25年度接続料につきましては、他のNGN機能と同様に、1年間の将来原価により算定しております。具体的には平成23年度の接続会計における一般第一種指定設備のうち、NGNイーサネットに係る設備の費用をベースに、昨年度の算定同様、NGNイーサネットの需要及び提供エリアの拡大を踏まえて予測した25年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っており、以下のような階梯①から④の別に設定しているところでございます。

例えば、県POIにおいて接続を行う場合には、①から④の各階梯における品目別の接続料が適用されます。一方MA-POIにおいて接続を行う場合は、①、②、④の各階梯における品目別の接続料が適用されるということとなります。なお、基本機能である本機能の利用に当たりましては、接続事業者から要望があった時点で、NTT東西においてシステム改修を行う必要がございます。ただし、当該費用はPVCタイプを利用する接続事業者間において負担する予定であるため、その負担額については、具体的な接続要望を踏まえたシステム改修の詳細等が決まった時点で設定される予定でございます。

接続料算定における需要の予測でございます。今回申請のあった接続約款において、需要は、まずイーサネットサービスのユーザ数を予測してございます。具体的にはNTT東日本において平成24年度は1.65万回線、平成25年度は1.65万回線の純増、NTT西日本においては24年度0.9万回線、25年度1.4万回線の純増と予測してございます。

接続料原価の算定のフローでございますが、NGNイーサネットの平成25年度接続料原価の算定に当たっては、平成23年度の接続会計におけるNGNイーサネットに係る設備の費用をベースに、昨年度の算定と同様、イーサネットサービスのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成25年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っております。

その上で、上記の費用を以下のように設備の種類に応じて直課、または配賦しております。収容スイッチ、中継スイッチ、ゲートウェイスイッチと局内メディアコンバータに係るコストについては、関係する階梯別コストに直課、伝送路のコストについては、関係する階梯別コストに配賦してございます。

以上をまとめますと、階梯別コストごとの接続料原価は以下のとおりでございます。

次に接続料の算定に当たってのMA内設備及び県内中継設備における各種の換算についてでございます。イーサネット接続機能の接続料は、2) で算定した階梯ごとの接続料原価を、1) で算定した階梯ごとの需要で除して算定をすることとなります。今回申請のあった接続約款でも、MA内設備及び県内中継設備の需要について、昨年度の算定と同様に、PVC換算係数、帯域換算係数、逓減的な料金体系及びバルク型料金体系の採用という各措置を講じております。

PVC換算係数につきましては、アクセス回線からPOIまでの全区間で、契約帯域と同帯域のネットワークを使用するPVCに比べ、網内折り返しが可能なCUGは、契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さい点に着目して算定を行うものでございます。具体的にはCUGの契約帯域数にPVC換算係数を掛けて需要の算出に用いているところでございます。

帯域換算係数につきましては、イーサネット以外の接続機能の算定方法と考え方は同じでございますので、算定過程につきましては割愛いたしますが、結果については、帯域比で1対100であるものが、ポート単価比ではNTT東日本で1対6.9、西日本で1対6.7、帯域10倍ごとにコストは約2.6倍に増大になるように設定してございます。

逓減的な料金体系は、MA内設備と県内中継設備の帯域ごとの接続料について、単位帯域当たりの料金を求めた上で、(2)の帯域換算に用いた係数を乗じることにより、逓減的な料金設定を行うものでございます。これによりますと、例えば100メガの接続料は10メガに対して約2.6倍の接続料となることとなります。

バルク型料金体系につきましては、帯域換算係数と同様の考え方によりまして、事業者ごとに利用している回線を合算して取り扱うこととなります。なお、スケールメリットが働きますのは、同一の設備を利用する場合に限られることから、合算する回線は同一MAないし同一県内の回線に限定しているところでございます。これによりますと、例えば1事業者が同一MA内で50・70・80の3回線を使用する場合、200メガの帯域に相当するMA内料金が適用されるということとなります。

接続料の算定に必要な需要の予測でございます。アクセス回線数、MA内設備及び県内中継設備の利用帯域、ゲートウェイスイッチ台数については以下のとおり予測をしてございます。

最後でございますけれども、具体的な接続料算定でございます。今回申請のありました接続約款では、それぞれ以下のように設定してございます。アクセス回線につきましては局内メディアコンバータ等のコストを総アクセス回線数で除して、加入光ファイバ接続料を加算して算定をいたします。MA内設備につきましては、MA内設備の単位帯域当たり料金に、各品目の換算後帯域を乗じて算定してございます。その際には、同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用して算定してございます。県内中継設備につきましては、MA内設備と同じ考え方で算定しております。ゲートウェイスイッチにつきましては、ゲートウェイスイッチのコストをゲートウェイスイッチ台数で除して算定ということでございます。

以上を踏まえまして次のページでございますが、接続料は以下の表のとおりでございます。1メガビット当たりの料金として示したものでございます。また次のページになりますけれども、MA内、県内中継設備の接続料につきましては、以下のとおりでございます。

審査結果でございます。本件申請に係る審査項目は第2、第16、第18項でございますが、いずれも適としてございます。ただし、地域IP網の収容局接続機能の一部及び中継局接続機能の廃止に係る調整額相当額の加算につきましては、別記を付しているところでございます。

本件申請につきましては、地域IP網の収容局接続機能及び中継局接続機能に係る平成23年度における実績費用及び調整額と実績収入の差額を、NGNの収容局接続機能及び中継局接続機能の原価にそれぞれ加えて算定するものでございます。また、当該差額の算定に必要となる地域IP網の収容局接続機能及び中継局接続機能の平成23年度における実績費用の算定に当たり、平成23年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第3四半期及び第4四半期に特別利益として計上した22年度災害特別損失に係る見積もり差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられているところでございます。

これらの措置につきましては、現行接続料規則上認められておりませんので、同規則第3条ただし書きの許可を求める申請が、本件申請とあわせ、行われているところでございます。

地域IP網おのおのの機能につきましては、NGNの収容局接続機能及び中継局接続

機能にそれぞれ移行されることによりまして、平成25年度以降は廃止される申請がなされております。地域IP網の当該機能の廃止に伴い、本来、地域IP網の当該機能の平成25年度接続料原価に算入される調整額は、算入する対象がなくなることとなることとごさいます。しかしながら、地域IP網の接続機能のNGNへの接続機能への移行に伴い、地域IP網の接続事業者もNGNの接続事業者に移行することとなること、また地域IP網とNGNのおおのの機能は、実質的に利用する接続事業者に変わりがないことから、地域IP網の当該機能に係る平成25年度調整額相当額を、NGNのおおのの機能の原価にそれぞれ加えた上で接続料を算定することは、適正なコストの反映を図る観点から、一定の合理性があると認められます。

また地域IP網の平成25年度調整額相当額の算定に際しての災害特別損失に係る取り扱いにつきましては、ヒストリカル接続料の説明と同様でございします。

続きまして、諮問資料の最後にごさいます接続料と利用者料金との関係についてという一部委員限りの資料をごらんいただければと存じます。まず経緯でございします。この検証につきましては、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から接続料と利用者料金の関係に関し行っているものでございします。具体的には、毎年度大ぐりの区分ごとにNTT東西が検証・公表するとともに、優先順位の高いサービスについては行政当局が接続料を認可する際、サービスメニューごとに妥当性を検証し、審議会に報告するという運用を行っているものでございします。現在その運用につきましてはスタックテストの運用に関するガイドラインを策定しておりまして、これに基づいて行われてございします。

具体的検証方法につきましては、次のページ、(2)総務省が実施するスタックテストのウの部分でございしますけれども、検証内容は2つございします。1つは利用者料金との比較で、もう1つは基準値の検証でございします。前者につきましては、サービスメニュー単位で、利用者単位が接続料を上回っているか否かについて検証を行うものでございします。後者につきましては、サービスブランドを単位とし、利用者料金収入の接続料収入との差分、営業費相当分が営業費の基準値を下回らないかどうか、利用者料金収入の20パーセントを下回らないかどうかについての検証を行うものでございします。

検証の結果につきましてでございしますけれども、今回は「フレッツ光ネクスト」、「Bフレッツ」、「フレッツ光ライト」、「ひかり電話」及び「ビジネスイーサワイド」について検証を行っております。その結果と総務省の考え方につきまして、4ページに示して

ございますけれども、いずれにおきましても営業費相当分は基準値を上回っており、かつ全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められないとの結果でございます。

以上を踏まえまして2ページ目の諮問書をごらんいただければと存じます。接続約款の変更の認可申請につきまして審査をいたしました結果、電気通信事業法第33条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって認可することとしたいということで諮問をしているものでございます。説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それではただいまのご説明につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは本件につきましても、議事規則の規定に従いまして、諮問内容を報道発表するほか、広く意見の募集を行うことといたします。本件につきましても、1回目の意見招請期間は2月20日までといたします。また提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行ってから接続委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的にこの部会で審議、答申をまとめたいと考えますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の部会につきましては、別途確定になり次第事務局より連絡があるということでございます。

では閉会いたします。ありがとうございました。

閉　　会